

## Q&A 足場の点検義務

**Q 足場の新設をしたような時に、足場の点検をして記録を残すことが義務づけられています。元請が点検をし、その記録を確認すれば下請は点検を省略してもよいのではないのでしょうか？**

**A** 労働安全衛生規則第567条第2項では強風などの悪天候時のほか、足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場の作業を行うときは、作業を開始する前に点検することが義務づけられており、さらに同条第3項において点検時に記録をしてそれを保管することが義務づけられています。

この条文は同時に655条において元方事業者等の注文者に同様に義務づけられています。

この件について、足場の関係の推進要綱では「足場の点検に関する十分な知識・経験を有する者が確保できない事業者又は注文者は足場の組立て等に当たる当事者に点検を実施させても差し支えない。」とされており、双方別々に点検する必要はないが、点検した方が記録を作成し、結果を通知する必要があります。

ただし、日々作業開始前に行うべき点検にかかる第1項の点検は、「確認事項は、足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無に限定されており、専門性が求められていない。従って、下請業者も含むすべての事業者は、点検を直接実施しなければならない。」と本年3月31日付けで解釈が出されていますので足場上で作業する事業者は点検しなければなりません。

## 労働災害の現状発刊

例年発行されている前年の神奈川県下の建設業労働災害の発生状況をまとめた「神奈川県下における建設業の労働災害の現状と対策」の小冊子を本年も発刊しました。

災害のデータは神奈川県労働局発行の同書と同じものですが、建災防版は神奈川県独自の3つの運動「セーフティリボン」「3分KY」「安全行動宣言」を紹介しています。また、

参考資料として、「全国建設業労災互助会」「横浜市建設業活性化対策助成金」「熱中症無料出張講座」などを掲載しています。

### ●加入証明の事務手数料が無料になります

従来神奈川県支部会員の加入証明については、一枚について発行手数料を1,000円いただいていた。

先日行われた正副支部長・分会長会議においてその見直し議論され、上限10枚までは無料で発行することとし、時期は事務局の体制が整ってからとされました。

以上の経過から、分会においては本年6月1日以降の発行申請分から無料で交付することとし、10枚を超える場合は1枚500円となります。



# 建災防神奈川支部ニュース

No.556 令和4年6月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話201-8456 FAX201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

## 令和4年度「全国安全週間」を迎えるに当たって



### 黒田 憲一

建設業労働災害防止協会  
神奈川支部 支部長

世界的な新型コロナウイルス感染症の流行が長引く中、神奈川県においても県民生活や経済活動に大きな影響を受け、建設業においても新型コロナウイルス感染症による労働災害が多く発生し、感染症防止対策が求められており、本年度も引き続き感染拡大防止に取り組みつつ、安全衛生活動を推進する必要があります。

昨年の神奈川県における建設業の死亡災害は21件で、これは東京に次ぐ全国ワースト2という大変不名誉な結果に終わりましたが、建設業が今後とも健全に発展を続けていくためにも、従来からの労働災害防止対策に加えて、ICT (i-Construction) の工事現場へのさらなる導入、神奈川県独自の活動である「セーフティリボン運動」「3分KY運動」そして「安全行動宣言運動」の3つの運動などを展開して県民の建設業に対する信頼を回復させ、自然災害への対処・復旧など社会の要請に応えていかなければなりません。

本年も全国安全週間を迎えることとなりますが、建設業界は近年増加している高齢者の対策、今後増加が見込まれる外国人労働者対策をはじめとする就業構造の変化及び働き方への対応が求められています。

昨年は重点とされる墜落転落災害により6名

の方が亡くなり、休業4日以上災害でも3割を占めていますが、その一方において、長時間労働を原因とした過労死により2名の方が亡くなっており。

今年のスローガンは「安全は急がず焦らず怠らず」ですが、仕事のやり方という観点からこのスローガンを理解する必要があるかと思えます。

令和4年はご承知のように国の定めた第13次労働災害防止計画の最終年であり、同時に建災防独自で定めている第8次建設業労働災害防止5カ年計画の最終年でもあります。

残念ながら、目標の達成に関してはこれまでの成績を踏まえると大変厳しい状況ですが、最後のラストスパートが必要とされる節目の年における本安全週間はとても重要な機会となります。

建設業で働くすべての方が安全・安心に働くことができますように、より一層のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。



## 支部行事予定

**本部理事会、総代会**  
時：6月8日 14:05  
所：東京プリンスホテル

**運営委員会**  
時：6月10日 15:00  
所：建設会館講堂

**木建協正副会長会議**  
時：6月16日 16:00  
所：建設会館講堂控室

**木建協総会**  
時：6月27日 15:00  
所：建設会館講堂

**正副運営委員長・部会長会議**  
時：7月7日 16:00  
所：311会議室

**正副支部長・分会長会議**  
時：7月20日 15:20  
所：ロイヤルホールヨコハマ

**安全指導者研修(含木建)**  
時：8月19日 9:30 13:30  
所：建設会館講堂

**支部表彰選考委員会**  
時：9月8日 15:00  
所：311会議室

# 令和4年度（第95回）全国安全週間に当たって



**西村 斗利**

神奈川県労働局  
局長

建設業労働災害防止協会神奈川支部はじめ会員事業場の皆様には、平素から労働安全衛生行政の運営に多大なる御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「**全国安全週間**」は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、**今年で95回目**を迎えることとなりました。

この間、労使が協調して労働災害防止対策を展開し、その努力により全国的には労働災害は確実に減少しております。しかしながら、昨年における神奈川県内の建設業の労働災害については、死亡者数は21人となり昨年比7人の大幅な増加となりました。

また死亡災害を含めた休業4日以上死傷者数については昨年比10人減少の814人となりました。今後、建設業における死亡災害発生を防止し、労働災害を着実に減少させるためには、さらに強力に労働災害防止対策を推進する必要があります。

このような状況を踏まえて、働く高齢者の増加や若年者人口の減少など就業構造と社会情勢の変化などに対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続していく必要があることから、本年度の全国安全週間は『安全第一』の取組みへの要点を表現した

## 「安全は 急がず焦らず怠らず」

をスローガンに、6月を準備期間、7月1日から7月7日までを本週間として実施されます。

本年度の全国安全週間実施要綱では、建設業における労働災害防止対策として

- ① 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法等の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具（安全带）の導入と適切な使用
  - ② 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
  - ③ 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
  - ④ 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
  - ⑤ 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
  - ⑥ 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
  - ⑦ 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策
- 等が実施事項として挙げられています。

貴事業場におかれましては、本年度の全国安全週間及び準備期間において、上記実施事項の積極的な取組を推進していただきますようよろしくお願い申し上げます。

**労働保険のお知らせ**

令和4年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の  
年度更新期間は  
**6月1日（水）～7月11日（月）**です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も  
申告・納付となります。・・・早目にご準備を。  
労働保険の申請は便利な電子申請で！  
お問い合わせは、神奈川県労働局総務部労働保険徴収課  
適用第1係、第2係、第3係 電話045-650-2803

## ☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川県労働局 令和4年4月末現在

署 業種	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
4年	9	4	24	12	14	39	9	17	21	16	14	25	204
					(1)								1
前年	12	8	8	19	9	17	18	18	14	10	13	10	156
	(1)								(3)				4

(注) 労働者死傷病報告による、( )内は死亡者数である。

## ☆死亡災害発生状況☆

令和4年5月26日現在

	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (令和4年)	前年同期 (令和3年)	前々年同期 (令和2年)	令和3年	令和2年	令和元年
	令和3年のみ速報値					
製造業		4	1	8	5 (1)	2
建設業	1	8 (1)	3 (1)	21 (2)	14 (3)	10 (1)
交通運輸業					1	1
陸上貨物運送事業		1	1	2	5 (2)	2 (1)
港湾荷役業						1 (1)
商業	2 (1)	1 (1)		3 (2)	1 (1)	1 (1)
清掃・と畜業	3		1	1	6 (2)	3 (1)
その他	1 (1)	5 (1)	2	14 (5)	6 (1)	4 (1)
合計	7 (2)	17 (3)	8 (1)	49 (9)	37 (10)	24 (6)

(注)：死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、( )は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。令和元年は平成31年も含みます。

## ☆死亡災害の概要☆

令和4年5月26日現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	3月 9時頃	その他の建設工事業 ～9人	玉掛用具 飛来、落下	資材置場において、移動式クレーンでつった資材（約600キログラム）を横移動中、1本つりのワイヤロープがフックから外れて落下し、介添えロープでつり荷を誘導中だった被災者が下敷きとなった。

## ☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川県労働局 令和3年確定値

署 業種	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
3年	73	30	54	81	64	81	71	66	50	70	61	113	814
	(2)	(1)	(2)		(2)	(1)		(1)	(4)		(4)	(4)	21
前年	70	33	59	71	86	100	51	86	47	70	67	84	824
	(2)		(1)	(1)		(4)		(2)	(2)	(1)		(1)	14

# 新役員名簿

## 令和4年度・5年度

役職名	氏名	名	称	分会等
顧問	小 俣 務	小 俣	組	支部
支部長	黒 田 憲 一	大 洋 建 設	株	支部
副支部長 9名	有 井 清	(一社)神奈川県空調衛生工業会		団体
	池 田 正 道	鹿 島 建 設	株 横 浜 支 店	横浜南
	* 馬 淵 圭 雄	馬 淵 建 設	株	横浜南
	* 工 藤 圭 亮	昭 和 建 設	株	横浜西
	* 佐 藤 雅 徳	佐 藤 工 務 店		川崎南
	* 小 玉 徹	森 山 建 設	株	湘南
	* 山 本 善 一	山 善		厚木
	* 篠 崎 栄 治	日 栄 建 設	株	相模原
	米 田 實	神奈川県木造家屋建築工事等災害防止協議会		団体
常任理事 24名	白 井 崇 雄	白 井	組	横浜南
	馬 越 成 之	東 亜 建 設 工 業	株 横 浜 支 店	横浜南
	根 本 雄 一	根 本 建 設	株	横浜南
	喜 多 紀 州	西 松 建 設	株 横 浜 営 業 所	横浜北
	* 植 本 正 太 郎	奈 良 建 設	株	横浜北
	篠 原 立 美	紅 梅 組		横浜北
	小 野 哲 郎	株 竹 中 工 務 店 横 浜 支 店		横浜北
	東 福 忠 彦	前 田 建 設 工 業	株 東 京 土 木 支 店	横浜北
	石 井 直 樹	石 井 造 園	株	横浜西
	山 本 行 範	J F E エ ン ジ ニ ア リ ン グ	株	鶴見
	* 松 本 文 明	株 松 尾 工 務 店		鶴見
	小 川 祐 司	小 川 組		川崎南
	* 城 田 和 明	東 生 建 設	株	川崎北
	藤 原 秀 幸	藤 原 建 設	株	川崎北
	* 小 菅 貞 文	小 菅 建 設		横須賀
	宇 内 達 也	宇 内 建 設	株	横須賀
	増 山 博 一	増 山 土 木	株	湘南
	* 佐 藤 哲 士	匠 建 設	株	平塚
	* 讓 原 彰	讓 原 建 設	株	小田原
	田 所 裕 二	株 田 所 設 備		相模原
	山 口 宏	(一社)神奈川県電業協会		団体
	三 橋 智	N B 建 設		運営委員
	吉 田 健 一	清 水 建 設	株 横 浜 支 店	運営委員
	相 澤 浩 樹	奈 良 建 設	株	運営委員
専務理事	澁 谷 健 一	建 災 防 神 奈 川 支 部		支部

\*印は分会長  
赤字は変更があった役員

役職名	氏名	名	称	分会等
理事 36名	小 俣 順 一	小 俣	組	横浜南
	佐 藤 優	佐 藤 工 業	株 横 浜 営 業 所	横浜南
	落 合 好 憲	東 急 建 設	株 都 市 開 発 支 店	横浜北
	小 勝 次 郎	大 勝		横浜北
	水 村 初 男	株 水 村 建 設		横浜西
	佐々木 克巳	浜 建		横浜西
	千 田 亮	千 田 建 設		横浜西
	松 浦 泰 弘	株 松 浦 企 業		鶴見
	岡 村 大 助	岡 村 建 興	株	川崎南
	横 山 清	株 横 山 工 務 店		川崎北
	桐 田 吉 彦	キ リ タ		横須賀
	鈴 木 計 章	株 鈴 木 商 会		横須賀
	西 尾 雄 一 郎	西 尾 建 設		湘南
	浅 岡 康 一	浅 岡 建 設	株	湘南
	長 谷 川 辰 巳	株 エ ス ・ ケ イ ・ デ ィ		平塚
	武 井 健 一	株 興 電 社		平塚
	勝 俣 徳 彦	株 勝 俣 組		小田原
	加 藤 信 也	株 加 藤 工 務 店		小田原
	大 高 昭 三	大 高 建 設	株	厚木
	岡 見 健	株 小 島 組		厚木
	大 久 保 勝	株 大 久 保 土 建		厚木
	岩 田 正	株 岩 田 組		相模原
	大 野 桂	株 大 野 重 電 土 木		相模原
	今 村 文 治	(一社)日本塗装工業会神奈川支部		団体
	松 倉 仁	(一社)神奈川県造園業協会		"
	五 戸 和 明	神奈川県管工事業協同組合		"
	田 邊 徳 明	神奈川県瓦屋根工業連合会		"
	竹 田 繁	神奈川県左官業組合連合会		"
	鈴 木 和 彦	神奈川県電気工事工業組合		"
	工 藤 桂 一	神奈川県鉄筋業協同組合		"
	小 原 清 太	神奈川県鉄構業協同組合		"
	齋 間 紀 博	(公社)神奈川県塗装協会		"
	児 島 徹	(一社)神奈川県建物解体業協会		"
	石 田 隆	横浜市管工事協同組合		"
	島 崎 竹 志	神奈川県型枠工事業協同組合		"
	松 野 孝 一	(一社)神奈川県葺工業連合会		"
監事 3名	奥 琢 也	株 西 松 建 設 開 東 土 木 支 店		横浜北
	金 井 節 雄	株 大 春 工 務 店		湘南
	野 崎 徹	株 野 崎 工 業 所		相模原

# 令和4年度第一回理事会、代議員会を開催



5月18日に第一回理事会、同月26日に代議員会が、いずれも建設会館講堂に於いて開催されました。

審議されたのは①令和3年度の事業報告承認に関する件、②令和3年度決算報告承認に関する件、③令和4年度の事業計画(案)承認に関する件、④令和4年度収支予算(案)承認に関する件で、提案された原案どおり承認されました。

理事会においては、来賓に神奈川県労働局に今年4月新たに着任された星野健一労働基準部長様、呷崎雅夫監督課長様、永吉地方産業安全専門官様が列席し、祝辞並びに労働災害の発生状況のご説明をいただきました。

令和3年度の事業報告で大きな特徴は、新型コロナウイルス感染防止のため、一昨年と同様各種研修会やパトロールが制限されて活動は低調であったが、フルハーネスの特別教育や法改正に対応したアーク溶接作業にかかる特化物の技能講習、石綿解体にかかる調査者講習の受講者が多く、教育事業が一昨年前の水準に戻ったということです。

代議員会においては、黒田支部長から冒頭の挨拶で、昨年の神奈川県における建設業の死亡災害は全国ワースト2という大変不名誉な結果に終わったこと

に触れ、「一昨年から死亡災害撲滅のため、セーフティリボン運動、3分KY運動、安全行動宣言運動の三つの矢を展開してきた、今年に入り、県内の死亡災害が前年の水準を下回っている状況で、一日でも長くこの状態を継続させた

い。」と延べ、「本年度は国が定めた第13次労働災害防止計画と建災防独自の第8次建設業労働災害防止5か年計画の最終年となる。代議員の皆様には、これまで取り組んで来た事業の内容をしっかりと検証し、新年度における重点対策等を踏まえ、神奈川支部の事業をどういった方向に舵を取っていくのか建設的なご意見をいただきますことをお願いします。」と呼びかけました。

来賓として神奈川県労働局長の西村斗利様、神奈川県産業労働局労働部雇用労政課長の岡田久様、(一社)全国建設業労災互助会常務理事の木下昌文様にご臨席いただき、ご挨拶を賜りました。



西村局長からは昨年の県内の建設業の死亡災害の発生状況を踏まえ、継続して墜落転落災害防止措置を強化するための安全な足場の設置、フルハーネス型墜落制止用器具の使用の徹底、さらに上限規制が迫っている時間外労働削減の取組などの要請し、「県内の建設業が進める労働災害防止活動の中心的存在として、神奈川支部の3本の矢の運動を含めた活動を引き続きバックアップしていく」と結ばれました。



令和4年度の事業計画は、技能講習等の資格制度の広報活動、労働災害防止対策として足場、はしご等からの墜落・転落防止、墜落制止用器具の適切な使用、新型コロナウイルス感染防止対策、熱中症予防対策、3つの運動の展開などが中心となります。



本年は役員改選期になりますが、理事会及び代議員会で承認された令和4年度、5年度の新役員は6ページに紹介しています。

【写真説明】  
 左上 代議員会風景  
 左中段 星野労働基準部長様  
 左下段 黒田支部長  
 右中段 西村局長様  
 2段目 岡田雇用労政課長様  
 3段目 木下常務理事様



# 令和4年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)



以下は令和4年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)の抜粋です。全文は本部、神奈川支部のホームページに掲載しています。それぞれの対策の詳細については直接神奈川労働局労働基準部安全課か県内労働基準監督署安全担当部署にご照会下さい。

## 建設業の安全衛生対策の推進について

日頃から労働基準行政の推進につき御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。また、建設業における労働災害防止対策に関し、貴支部が日々、弛まぬ努力を継続していることについて敬意を表します。

さて御承知のとおり、本年は第13次労働災害防止推進計画5か年計画(以下「13次防」という)の最終年となります。しかしながら、昨年の神奈川県内で発生した全産業における死傷労働災害の被災者数は8,668人を数えるに至り、そのうち建設業における被災者数は814人となりました。そのため、当該推進計画初年から4年連続で、目標を達成することが叶いませんでした。死傷労働災害は、新型コロナウイルス感染によるものを除いたとしても推進計画初年から減少は認められず、むしろ増加いたしました。

しかしながら、決してあきらめることなく、労働災害防止にかかる13次防最終年目標である「全産業における死傷災害を6,223人以下とすること、うち建設業における死傷災害を657人以下とすること」を達成することを目指さなければなりません。

つきましては、新年度を迎えるにあたり、特に下記につき安全衛生対策の取り組みを強化されるよう、貴支部に要請するとともに、貴会員事業場に取り組みの強化について周知いただくよう重ねてお願いいたします。

記

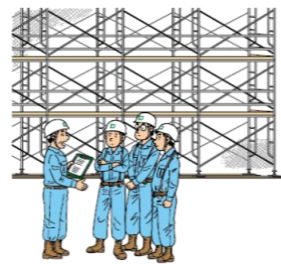
1 「令和4年度における建設業の安全衛生対策の推進について(令和4年3月30日付け基安発0330第2号、基安発第1号、基安化発第1号厚生労働省安全衛生部安全課長、労働衛生課長及び化学物質対策課長連名通達)の別添「令和4年度における建設業の安全衛生対策の推進にかかる留意事項」の各項目2当局が後援する「3つの矢」(セーフティリボン運動、3分KY運動及び安全行動宣言運動)の活発化

## I 労働者の安全確保のための対策

### (1) 足場等からの墜落・転落防止対策

建設業における死亡災害のうち、墜落・転落災害

が4割以上を占めていることから、事業者は、引き続き、墜落・転落災害防止に係る労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害を防止するために「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(平成24年2月9日付け基安発0209第2号、平成27年5月20日一部改正)に基づく「より安全な措置」等の措置を適切に講じること。



### (2) はしご等からの墜落・転落防止対策

建設業における墜落・転落災害による死傷者数のうち、はしご等からの墜落・転落が約3割と最も多くなっている。事業者は、「リーフレット「はしごを使う前に/脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」(令和3年3月17日付け基安安発0317第2号)に基づく措置を適切に講じること。

特に脚立からの墜落・転落については、令和3年に5件の死亡事故が生じており、そのすべての事案において、被災者は、保護帽(ヘルメット)を未着用もしくは墜落時に脱げた状態であったことから、労働者に脚立を使用させる場合には、適正な保護帽の着用を確認すること。

### (3) 墜落制止用器具の適切な使用

厚生労働省は、事業者に対して、平成31年2月1日に施行された墜落制止用器具に係る改正安衛則等について、リーフレット等を活用して改正内容の周知を図るとともに、令和4年1月1日に経過措置期間が終了した「墜落制止用器具の規格」(平成31年厚生労働省告示第11号)に適合した墜落制止用器具の使用を指導する。

事業者は、フルハーネス型墜落制止用器具の使用について、改正安衛則を踏まえた「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(平成30年6月22日付け基発0622第2号)に基づく措置を適切に講じるとともに、「墜落制止用器具の規格」に適合した墜落制止用器具の使用を徹底する。

### (4) 建設工事の現場等における荷役災害防止対策

### (5) 転倒災害の防止

転倒災害は業種問わず最も多い災害の型であるため、事業者は、「今後の転倒災害防止対策の推進について」(令和元年6月17日付け基安発0617第1号)に基づき、「STOP! 転倒災害プロジェクト」(同通達別添)に定める措置を適切に講じること。

### (6) 交通労働災害防止対策

### (7) 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保

車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策 車両系建設機械を運転中に機械と一緒に墜落・転落し、運転者が死亡した災害が、令和3年に8件発生している。すべての災害が不安定の場所から崖下、河川、調整池等に墜落・転落したものであった。

事業者は、労働者に車両系建設機械を使用させる場合は、安衛則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、転倒又は転落により労働者に危険が生じるおそれのある場合は、誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講じること。



### (9) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

### (10) 高齢労働者等の労働災害の防止

事業者は、各事業場における高齢労働者の就業状況や業務の内容等の各事業場の実情に応じて、エイジフレンドリーガイドラインを参照し、厚生労働省、建災防等による支援も活用して、実施可能なものから積極的に高齢労働者の労働災害防止対策に取り組み、職場環境の改善を図ること。

### (11) 外国人労働者に対する労働災害防止対策

厚生労働省は「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(平成19年8月3日厚生労働省告示第276号)、「外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について」(平成31年3月28日付け基発0328第28号)、「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」(令和2年3月31日付け基発0330第43号)により、外国人労働者の労働災害防止のための安全衛生教育の実施方法等について示している。

### (12) 一人親方等の安全衛生対策

### (13) 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策

### (14) 伐木等作業の安全対策

### (15) 安全な建設機械の普及

建設機械による災害を防止するためには、近年の技術の進展に伴い開発されている事故防止技術の活用が重要であることから、厚生労働省は、安全な建設機械の導入を積極的に勧奨する。特に中小建設事業者等に対しては、本年度創設した「高度安全機械等導入支援補助金」の活用等を積極的に周知する。

### (16) 建設工事関係者連絡会議の運営等

### (17) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

## II 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

### (1) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

元方事業者はじめ、施工に携わるそれぞれの事業者は、各関係団体において作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を実践する際に、厚生労働省において作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」(令和3年2月12日最終改正。以下「感染防止チェックリスト」という。)等を活用し、労使協力の下、職場の状況に応じた感染防止対策の徹底を図ること。

### (2) 熱中症対策

事業者は、初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備、暑熱順化が不足していると考えられる者の把握、暑熱順化や休憩時間の確保を考慮した作業計画の策定、WBGT値の実測とその結果を踏まえた対策の実施、休憩場所の確保、定期的な水分・塩分の摂取徹底、健康診断結果を用いた就業上の措置、作業開始前の健康状態の確認、作業を管理する者や労働者に対する労働衛生教育、緊急時の早めの搬送等を実施すること。



### (3) じん肺予防対策

### (4) 騒音障害防止対策

### (5) 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進

### (6) 化学物質による健康障害防止対策

ア 塗膜の剥離や掻き落とし作業  
イ 事業者は、作業員に対して、ラベル等により作業に用いる化学物質の危険性・有害性や適切な保護具の使用について周知するようにすること。



ウ 厚生労働省は、金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームにばく露することによる神経障害等の健康障害を防止するため、特定化学物質障害予防規則の改正内容について周知・指導する。

### (7) 石綿健康障害予防対策

ア 改正後の石綿障害予防規則に基づく措置等を実施するよう地方公共団体とも連携して周知・指導を行う。

イ 厚生労働省は、建築物の解体・改修作業の発注者への対応について、改正後の石綿障害予防規則に規定する発注者の責務等について、必要な周知啓発を図り、解体・改修工事の契約締結後に事前調査を行う場合において当該調査結果に応じた費用・工期の変更を認めないような適切でない契約の排除を図る。

ウ 事業者は、改正後の石綿障害予防規則に基づく対策と令和5年10月1日から施行される建築物の事前調査を実施するために必要な知識を有する者を確保するため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講を計画的に行うこと。

### (8) 危険有害な作業を行う場合の請け負わせる一人親方等への措置

厚生労働省は、事業者が危険有害な作業を行う場合に作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護を図る観点から、安衛則等を改正する予定である。

同改正については、令和5年4月から施行する予定であり、改正内容をまとめたリーフレット等を作成し、関係者に対する周知をする。

## 3 その他の安全衛生に係る対策

### (1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

### (2) 建設業における安全衛生教育の推進

### (3) 各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進